

説 論

長崎新聞 2016・5・13

失敗事業へ向かう道

石木ダム

東彼川棚町に計画される石

木ダムは1975年の事業採

択から40年。82年の強制測量

という失態によって、この事

業は迷路に入り、長い時間が

過ぎてしまった。現在も完成

していない責任の相当部分は

県にある。

県は11日、反対地権者9世

帯の家屋を含む約9万平方尺

の未買収地を、県収用委員会

に裁決申請した。これで反対

地権者13世帯の土地と家屋に

対する裁決申請が全て終わ

り、強制収用に必要な手続き

は収用委員会による裁決だけ

となった。

収用委が受理すれば、裁決

の手続きが始まる。裁決され

た場合、家屋を含む土地は1

80日以内に、含まない土地

は60日以内に県に明け渡さな

ければならなくなる。

この計画は失敗公共事業へ

と向かっている。反対する地

権者が頑強に抵抗している。

完成すれば巨大な自然破壊と

なる。だが理由はそれだけで

はない。

基盤整備が遅れた地方にと

って、公共事業は地域のまち

づくりに貢献し、住民の暮ら

しをより良くし、一面では経

済の刺激にも役立ってきた。

長崎県は戦後こうして発展し

てきた。今後それは続く。

しかしこの事業は、やり方を

間違っている。

ダムの必要性の説明が不足

している。その状態で強制収

用を実施する構えをとるのは

全く許されない。この2点で、

この事業は手法を誤っている

と言わざるを得ない。

県事業である以上、佐世保

市と川棚町だけの問題ではな

い。県の説明相手は県民であ

ることを忘れないでほしい。

大型事業は程度の差こそあ

れ自然を壊す。それでも必要

性に異論がない事業は容認さ

れてきた。この事業の必要性

には大きな疑義が出ている。

国が必要だと認めるだけでは

足りない。県は、県民に説得

力のある説明をできているの

か。少なくともその切実度は

理解されていない。

強制収用が現実味を増す

中、反対地権者は脅されている

心持ちだろう。重要なのは、

見守っている大勢の県民に

も、県が地権者を脅して押し

切ろうとしているようにしか

映っていないことだ。単に法に
従って手続きだけを進める
ような行政の在り方を見せら
れると、いったいどこを向い
て仕事をしているのかと言
いたくなる。

まず水の問題について、県

民の理解が広がるようにして

ほしい。現在と今後の佐世保

市の水事情の逼迫を、県が県

民に説明する努力が必要と感

じる。防災対策についても同

様である。

既に問題は反対地権者らに

よって法廷に持ち込まれてい

る。たとえ造つても、手法を間

違った公共事業を成功とは呼

べない。強制収用の手続きを

止め、状況を緩和する努力に

全力を注ぐときだ。(森永玲)